

## 旭川緑地清掃業務委託 特記仕様書

### 1. 作業の概要

- (1) 岡山市（以下「甲」という。）は公園の美観維持を目的として実施する清掃作業（以下「作業」という。）を、受託者（以下「乙」という。）に委託する。
- (2) 作業は、公園の美観・清潔さを保つために行うものであり、乙は効果的に業務を実施すること
- (3) 雨天のときは、極力作業を行わないこととする。

### 2. 作業の実施

作業は次により実施するものとする。

- (1) 作業の範囲は、園路・緑地・路肩等の清掃を基本とする。
- (2) 作業内容は下記のとおりとする。
  - ・公園内のゴミ及び落ち葉回収等園路清掃作業
  - ・犬等ペット及び鳥類の放置された糞の処理月 12 回／年  
以下、清掃範囲内に該当施設がある場合
  - ・水上テラス、四阿部の清掃
  - ・花壇内の管理（巡回・清掃等含む）必要に応じ
- (3) 作業班は、ゴミ等が集水桝・側溝・用水路等に落ち込まないように細心の注意を払い、落ち込んだ場合は速やかに除去するとともに、もの（ゴミ等）の種類にかかわらず、すべてを收拾し処理する。
- (4) 集積した清掃ゴミ等の処分は、すべて乙の責任において行う。
- (5) 甲は、梅雨前や落葉の時期には状況により通常の清掃以外に別途指示することがある。

### 3. 注意事項

作業に当たっては、現場説明書等に記載されている事項を含め次に注意するものとする。

- (1) 交通及び作業員の安全確保に十分配慮する。
- (2) 一般通行に支障のないよう注意し沿道住民に迷惑を及ぼさないよう配慮すること。
- (3) 作業の実施に伴い、長期間にわたる通行の制限又は禁止（片側通行等）の必要がある場合は、乙は事前に甲に届け出てその指示に従う。

### 4. 作業の計画

- (1) 乙は作業の実施に先立ち、作業範囲の園内構造、地域の実情等を十分に調査し、「作業計画書」を作成する。

### 5. 作業の報告

- (1) 乙は、毎月の作業内容について、「清掃作業月報」を作成し、甲に提出する。
- (2) 乙は、作業状況の写真を撮影して、「清掃作業月報」に添付するものとする。
- (3) 作業状況写真には、作業前、作業中、作業後の写真を撮影すること。
- (4) 作業中の写真には、作業員が作業を実施している状況が映り込むよう撮影すること。
- (5) 集積した清掃ゴミ等は乙において適正に処分すること。また、処分にあたり処分伝票を提出すること。
- (6) 乙は、処分状況の写真を撮影して、「清掃作業月報」に添付するものとする。

### 6. その他

- (1) 作業が完了したにもかかわらず、園路にゴミ等が残っている場合は、甲は乙に作業のやり直しを指示することができる。
- (2) 上記の作業のやり直しに係る費用は、すべて乙の負担とする。

7. 緊急処置等

- (1) この委託内容に含まれない作業で、甲から緊急処置の要請があった場合、乙は速やかに出動してその処置に当たるものとする。
- (2) 乙は、緊急時の連絡先、連絡者、所在地を明らかにするため、これらの資料を予め作成し、甲に提出して承諾を得るものとする。

8. 疑義

乙は、業務内容に疑義が生じた場合は、監督員と協議してその指示に従わなければならない。

9. 委託料の支払方法

委託料は、3ヶ月ごとの支払いとする。

1回ごとの支払額は契約金額を4で除して得た額とするが、当該額に1円未満の端数が生じるときは最後の支払回に支払うものとする。